

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		精神科病院等実地指導・措置入院患者等実地審査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
条 項		第 38 条の 6、第 38 条の 7
所 管 課		保健衛生局保健部保健衛生総務課（電話：048-829-1294）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	上記法律及び「精神科病院に対する指導監督等の徹底について（厚生労働省通知）」に基づき、本市における要領及び方針を策定し、市内精神科病院への実地指導（原則年 1 回訪問）、市長命令による措置入院患者等への実地審査（3 か月経過後適宜）を実施し、文書及び口頭で指導している。
備 考		